関係所属長　殿

会 計 発 第 8 7 号
（地域）
令和６年３月29日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

高知県警察の船員に対する食料の支給に関する訓令の運用について
（通達乙）

このたび、警察用船舶「たけより」の運用を廃止することに伴い、高知県警察の船員に対する食料の支給に関する訓令（平成23年３月本部訓令第11号。以下「訓令」という。）の一部を改正したが、併せて食料の支給方法等についても、より実情に沿った運用が可能となるよう下位規定で定めることに改めた。

そのため、改正後の訓令第３条第２項の規定に基づき、支給する船員の対象、食料の支給方法等については、下記のとおりとするので適正な運用を図られたい。

記

１　支給対象職員等

支給対象職員は、訓令第２条第２号に規定する「船員」であり、同号に規定する「警察業務に従事することを本務とする」とは、当該業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。

２　支給方法

現金による給食材料の購入に当たらせるため、当該船舶の船長を資金前渡職員に指名し、一箇月分の所要額を、その月の出航計画がある日の初日の午前中までに資金前渡する。

しかし一方で、前渡資金は高知県会計規則（平成４年県規則第２号。以下「規則」という。）において、

○　支出命令者は、資金前渡職員が第58条第１項の規定による精算を終わらないときは、当該資金前渡職員に対し、重ねて同種の資金を前渡することができない（規則第54条第３項）。

○　資金前渡職員は、支払後（・・）７日以内に、・・前渡資金精算明細書・・を作成し、証拠書類を添えて支出命令者に提出しなければならない（規則第58条第１項）。

とされていることから、月末又は月初が土日に該当する等の場合で、船長が前渡資金の精算ができない場合は、臨時的に機関長も資金前渡職員に指名することができることとする。

なお、機関長を資金前渡職員に指名できるのは応急的な措置であり、基本は船長を資金前渡職員に指名して運用すること。

3　支給金額

一箇月分の所要支給額の積算は、以下のとおりとする。

一日当たり710円×月の日数×船員数

4　支給基準

以下の基準により、実態に即して支給すること。

(1)　船舶により出航し、航行時間が食事時間を含むとき。

(2)　支給に当たっては、一人一日当たりの支給額が710円を超えないこと。

(3)　給食材料の購入が原則であるが、弁当に他の飲食物を添えて購入支給する場合は、これを認める。

5　支給しない場合

以下の場合には、訓令に基づく支給は行わない。

(1)　別途、食料が支給される場合（現物、現金等支給方法を問わない。）

(2)　船舶により出航する日であっても、一回の航行が概ね午前中で終了する場合又は午後から出航する場合など､通常の食事時間を含まない航行の場合(午前中から保安用務等のために船内に待機しなければならない場合であって、午後から出航する場合の当該船員の昼食に充てる場合を除く。)

なお、上記の場合の航行について、例えば、午後０時に帰航することができる場合又は午後１時から出航することができる場合において、出航又は帰航時刻を前後させ、通常の食事時間帯（この場合は午後０時から午後１時の間をいう。）をまたがって航行するような場合は支給しない。